

報告第 10 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 31 年 3 月 14 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
1	平成31年2月20日	新潟県柏崎市在住者	昭和62年8月25日に貸付けした応急小口資金貸付金300,000円の償還について、計画どおり償還がされず120,000円の償還残額がある。顧問弁護士から相手方に送付した連絡書に対し「返済意思あり」と回答があり、償還方法について区担当者が交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、応急小口資金貸付金の償還残額120,000円を分割により毎月10,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が20,000円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。
2	平成31年2月19日	足立区興野在住者	生活保護費における母子加算について、平成25年3月～平成26年9月の間の438,440円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、265,004円について平成31年3月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。